

郵便料の現金予納の御案内

令和6年9月 松山地方裁判所民事部

松山地方裁判所（支部も含む。）では、①民事訴訟事件、行政訴訟事件の訴え提起、②労働審判事件、③高松高等裁判所への控訴提起時に必要な郵便料（予納郵券）をこれまでの郵便切手を窓口に出す方法に代えて、**現金で予納**することができます。

※ 管内支部においても、現金予納ができます。

※ 現在のところ、簡易裁判所に提起される場合は、現金予納はできません。

現金納付のメリット

- 裁判終了後の残額は、裁判所から保管金提出書で申請された口座に**現金で**自動的に振り込まれるため、郵便切手を受け取りに裁判所に向いてもらう必要がありません。
- 現金で納付する場合、郵便切手の券種を複数そろえる必要がありません。
- 書面提出時に郵便切手の確認のためお待たせすることがありません。

1 予納金額

| | | |
|-------------|--------|---|
| ○ 訴え提起時 | 5,000円 | } ※被告（相手方）の数が1名増えるごとに控訴・上告提起時は1,220円を、その他については1,000円を、それぞれ加算してください。 |
| ○ 控訴・上告提起時 | 7,050円 | |
| ○ 反訴提起、手形異議 | 2,000円 | |
| ○ 労働審判 | 3,500円 | |

2 予納方法

次の3つの方法があります。

➤ 現金窓口納付

裁判所の会計課窓口で現金を持参する方法です（手数料不要）。

➤ 銀行振込み

裁判所の当座預金口座へ振り込む方法（振込手数料及び保管金提出書の提出が必要）
手続の流れは次のとおりです。

① 現金納付希望の申出をしてください。

訴状提出時に「郵便料の現金納付希望」と記載した書面を同封してください。受付係から保管金提出書、振込依頼書（兼入金伝票）を郵送します（窓口で受領することもできます。）。

② 金融機関で現金を納付します。

- 金融機関で、振込依頼書（3枚組）に現金を添えて提出します。（振込依頼人名は保管金提出書の提出者名と同一である必要があります。）
- 金融機関から「取扱店受領印」のある保管金受入手続添付書（裁判所提出用）及び振込金（兼手数料）受取書（依頼人保管用）を受領します。

③ 裁判所の会計課経理係へ保管金提出書等を提出します。

保管金提出書及び保管金受入手続添付書（裁判所提出用）を当庁の会計課経理係へ提出してください（郵送可）。

➤ **電子納付**（**裁判所を何度も利用される方に便利です**）

電子納付の流れは次のとおりです。

① 利用者登録（事前登録）をしてください。

利用者登録申請書は、裁判所（本庁・支部）窓口に御用意しています。申請書に必要事項を記入して、郵送又は会計課窓口に提出してください。「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

利用者登録コードは全国の裁判所で利用できます。

② 電子納付を希望することを教えてください。

訴状等提出時に「電子納付を希望する」旨と「登録コード」が記載された書面を提出してください。受付係から保管金提出書をFAX送信又は郵送いたします。

③ 電子納付をします。

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATMなどを利用して、原則として24時間365日いつでも電子納付ができます（原則手数料不要）。

電子納付のメリット

- 保管金提出書の提出が不要になります。
- 電子納付をする場合、原則として手数料がかかりません。

※ 取扱金融機関によっては、手数料が必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関でお問い合わせください。

問合せ先 〒790-8539 松山市一番町三丁目3-8 松山地方裁判所

○保管金全般について 会計課経理係 089-903-4385

○各事件の予納金額について 民事受付係 089-903-4585